

ぎふ企業成長投資補助金 Q & A

■補助対象事業者について

Q1： 対象となる事業者は。

A1： 岐阜県内で製造業、物流業、データセンターを営む法人が対象となります。

製造業とは、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる大分類 E の製造業です。

物流業とは、日本標準産業分類に掲げる中分類 44 の道路貨物運送業、中分類 47 の倉庫業、小分類 482 の貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）です。

データセンターとは、通信回線を利用して顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築又は運用等について付加的な価値の提供を行う施設です。

Q2： 対象外の事業を営んでいる場合は対象となるか。

A2： 複数の事業を展開している事業者でも、交付申請を行う事業所が対象事業を営んでいる場合は対象となります。

Q3： 県内に複数の事業所を有しているが、事業所ごとに交付申請できるか。

A3： 1 事業者につき 1 回のみでの交付申請となります。

原則として、1 事業者につき 1 事業所を選択のうえ、交付申請をしていただきたいですが、やむを得ない事情等により複数の事業所で事業を実施する場合は、複数の事業所分を取りまとめのうえ、交付申請してください。

Q4： 法人の本社が岐阜県外にあるが、対象事業者となるか。

A4： 本社が岐阜県外であっても、補助対象とする事業所が岐阜県内にあれば、対象となります。

Q5： 本社が県内の場合、補助事業の実施場所が県外の事業所でも対象になるか。

A5： 県外の事業所は対象になりません。

Q6： 複数の法人で事業を行う場合は、どのように申請したらよいか。

A6： 原則として、複数の法人で事業を行う場合は、申請は複数法人による共同申請になります。

※共同申請ができる法人は、「県内で製造業、物流業、データセンターを営む法人 (QA1 参照)」になります。

なお、補助金の交付を受ける法人は、1 法人になりますので、申請法人間で協議のうえ決定してください。

また、原則として、導入する設備について、ある 1 法人の従業員のみが使用する場合は、その法人が別紙 3 の要件を満たす必要があり、複数の法人の従業員が使用する場合は、各法人が別紙 3 の要件を満たす必要があります。

Q7： 大企業は対象事業者になるか。

A7： 対象になりません。

Q8： 個人事業主は対象事業者になるか。

A8： 個人事業主は対象になりません。
営利目的をもって事業を営む法人が対象となります。

Q9： 中堅企業は対象事業者になるか。

A9： 本補助金では「中小企業基本法に基づく中小企業」が対象となります。
中堅企業は大企業の一部に該当することから、中堅企業は対象外となります。
(例：製造業では、「資本金 3 億円以下」又は「従業員 300 人以下」が中小企業)

資本金	従業員数	区分
2 億円	1,500 人	中小企業
2 億円	3,000 人	中小企業
5 億円	100 人	中小企業
5 億円	1,500 人	中堅企業
5 億円	3,000 人	大企業

■補助対象経費について

Q10： 補助対象となる経費は。

A10： 機械・設備の導入、改造（改修）及び福利厚生施設の設置、改修に係る経費（運搬費、設置費も含む）が対象となります。

設置場所の整備工事、基礎工事も含みます。

なお、持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりにつながるものであることが必要です。

Q11： 機械・設備とは。

A11： 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の「別表第二 機械及び装置の耐用年数表」に明記されている「設備の種類」のうち、事業の用に直接供しているものをいいます。

Q12： 福利厚生施設とは。

A12： トイレ、パウダールーム、授乳室、食堂、休憩室、託児室、その他これらに類する施設が対象となります。

Q13： 補助対象外となる経費は。

A13： 補助対象外となる主な経費は、以下のとおりです。

- ・土地の取得費
- ・建物の取得費（既存建物内における福利厚生施設の設置、改修は「建物の取得」には該当せず対象）

- ・機械・設備等の維持修繕及び撤去・処分に係る経費
- ・構築物、器具及び備品、車両及び運搬
- ・単価 50 万円未満の機械・設備等
- ・中古品機械・設備等の導入費（中古市場においてその価格設定の適正性等が明確である場合は対象）
- ・調査研究やシステム開発費等の無形固定資産（機械・設備に一体運用がなされる組み込みソフトウェア、専用制御ソフトウェアは対象）
- ・割賦、リース（ファイナンスリースは対象）・レンタルに係る経費
- ・消費税等相当額
- ・振込手数料
- ・補助事業者名義で支払いをしていないもの

Q14： 「機械・設備等の維持修繕は対象外」とされているが、「改造（改修）は対象」とされている。どのように考えればよいか。

A14： 単なる「修繕」は補助対象になりません。本補助金の目的である「賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくり」のための「改造（改修）」であれば対象になります。「事業内容説明書（別紙2）」において、事業内容等を詳しく説明してください。

Q15： 老朽化した機械・設備の入れ替えは補助対象となるか。

A15： 老朽化した機械・設備の単なる入れ替えは、補助対象となりません。

「単なる入れ替え」かは、既存の機械・設備の能力との比較等により、総合的に判断します。「事業内容説明書（別紙2）」において、既存の機械・設備の能力との比較内容等について詳しく説明してください。

Q16： 新たな需要により、既に生産している製品を増産する場合は補助対象となるか。

A16： 従来から生産している製品の増産に係る機械・設備導入は、対象となります。「事業内容説明書（別紙2）」において、増産内容等について詳しく説明してください。

Q17： 生産等を行う施設の空調、断熱設備は、補助対象となるか。

A17： 「機械・設備」として対象となります。「事業内容説明書（別紙2）」において、導入理由や効果等について詳しく説明してください。

Q18： 「ソフトウェア」は補助対象になるか。

また、今回新たに機械・設備等は導入せず、既存の機械・設備等に附随する「ソフトウェア」のみを導入する場合、補助対象になるか。

A18： 機械・設備等に附随するもの（一体的に使用するもの）は対象になります。

「事業内容説明書（別紙2）」において、どのようなソフトウェアであること等を記載してください。

なお、ソフトウェア導入後にかかる経費（ランニングコスト・運用保守費）は対象外です。

※契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用权を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。

Q19： 中古の機械・設備は補助対象になるか。

A19： ぎふ企業成長投資補助金交付取扱要領において、「中古品設備等の導入費は補助対象には含めない」としておりますが、「中古市場においてその価格設定の適正性等が明確である場合を除く」と規定していますので、次の(1)(2)を満たしたうえで、審査で採否を判断します。

(1) ①_複数の中古品流通事業者から見積もりが取得できる場合

・型式や年式、使用時間等が記載された見積もり(2~3者程度)を提出してください。

②_複数の中古品流通事業者から見積もりが取得できない場合

・「型式や年式、使用時間等が記載された見積もり(1者)」と、「新品価格(参考価格)が分かる資料」を提出してください。

(2) 「事業内容説明書(別紙2)」に次の内容を記載してください。

・中古設備を導入する理由

・当該設備の性能、仕様のほか、使用可能期間が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間」を超えるものであり、補助事業の遂行に支障がないこと

Q20： 補助事業者又はそのグループ内企業(以下「補助事業者等」という。)が製造・販売している機械・設備や補助事業者等が保有している中古の機械・設備は対象になるか。

A20： 補助対象経費の中に補助事業者等の製造・販売する機械・設備や保有する機械・設備(中古品)の調達経費を計上する場合、その中に補助事業者等自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者等自身から調達を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)のみ補助対象経費に計上します。

なお、原価を確認するため、原価証明書(様式任意)を交付申請書に添付してください。

※原価証明書には、対象設備の名称、原価の算定根拠および内訳、原価合計額並びに利益等を含まない旨の証明を記載してください。

Q21： 補助対象事業に該当するかどうか事前に教えてほしい。

A21： 補助対象事業に該当するかどうか疑義が生じた場合は、事業計画の内容を確認させていただきながら、事例ごとにその都度判断をさせていただきますので、企業誘致課へご相談ください(相談内容によっては回答が翌日以降など、お時間をいただく場合があります)。

もし、事前相談をされずに、申請者の判断で対象外の機械・設備等を含んで申請をされた場合、企業誘致課において当該事業を「除外」させていただきます。

なお、最終的な採否は「審査」で決定します。

(参考) 問い合わせを受けて「対象外」と整理したもの

・フォークリフト、昇降機、コンテナハウス

⇒減価償却資産の耐用年数に関する省令_別表第2の「機械及び装置」に該当しない。

Q22： 機械・設備等の取得に係る対象期間は。

A22： 原則として、交付決定日以降に機械・設備等の取得を行っていただく必要がありますが、やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、交付決定日以前に取得した機械・設備等も対象となります。

具体的には、募集開始日から令和9年1月29日（金）までに発注、納品、支払いを完了している機械・設備等が対象となります。

※交付決定日以前に取得した機械・設備等を対象とするためには、「事前着手理由書」の提出が必要となりますので、交付申請書に併せて「事前着手理由書」を提出してください。

※「事前着手日」として設定できる日は「募集開始日以降の日」になります。

※「交付決定前着手（事前着手）」を行った場合でも、申請書の審査において不採択となった場合は、補助金の交付は無く、すべて自己負担になりますので、ご注意ください。

※事業は、支払いを含めて令和9年1月29日までにすべて完了してください。

令和9年1月30日以降に支払いを行った場合、当該費用は補助対象外となります。

※手形で支払う場合も、令和9年1月29日までに支払いの決済を行う必要があります。

Q23： 交付申請前に納品・支払いまで完了しているが、補助対象となるか。

A23： 募集開始日以降に発注した機械・設備等については、対象となります。

ただし、交付申請書に併せて「事前着手理由書」を提出してください。（Q22 参照）

Q24： 発注日はどのように確認するのか。

A24： 発注書の日付で確認します。

発注書がない場合は、発注したことが分かる代替の書類を提出してください。

■補助要件について

Q25： 主な補助要件は何か。

A25： 以下のとおりです。

○持続的な賃上げにつながる生産性向上や新たな働く環境づくりにつながる事業であること

○補助対象経費が1,000万円以上であること

○「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」の「交付申請時（目標）」において、合計13点以上であり、以下の要件を満たすこと

①カテゴリー「0（賃上げ率）」で選択項目があること

②カテゴリー「1～5」のうち、4カテゴリー以上で選択項目があること

Q26: 「新たな働く環境づくりの取組状況(別紙3)」のうち「賃上げ率」に定期昇給は含まれるか。

A26: 定期昇給を含みます。

Q27: 「新たな働く環境づくりの取組状況(別紙3)」のうち「賃上げ率」に賞与は含まれるか。

A27: 賞与は含みません。

Q28: 「賃上げ率」に役員とパートタイム従業員は含まれるか。

A28: 役員は含みません。パートタイム従業員(常勤換算)は含まれます。

Q29: 「新たな働く環境づくりの取組状況(別紙3)」のうち「賃上げ率」はどのように算出するか。

A29: 基本的には、それぞれの算定期間に係る直近の給与総額を従業員数で除算して、1人辺りの賃金額をもとに算出してください。なお、実績報告時の「賃上げ率」は、それぞれの算定期間に係る直近の給与台帳等により確認します。

Q30: 「賃上げ率」の対象は、申請企業全体か、補助事業を行った事業所のみでもよいのか。

A30: 原則として、補助事業を行った事業所を対象としてください。ただし、当該事業所のみで算出が困難な場合は、「県内事業所分」や「申請企業全体」を対象として算出してください。

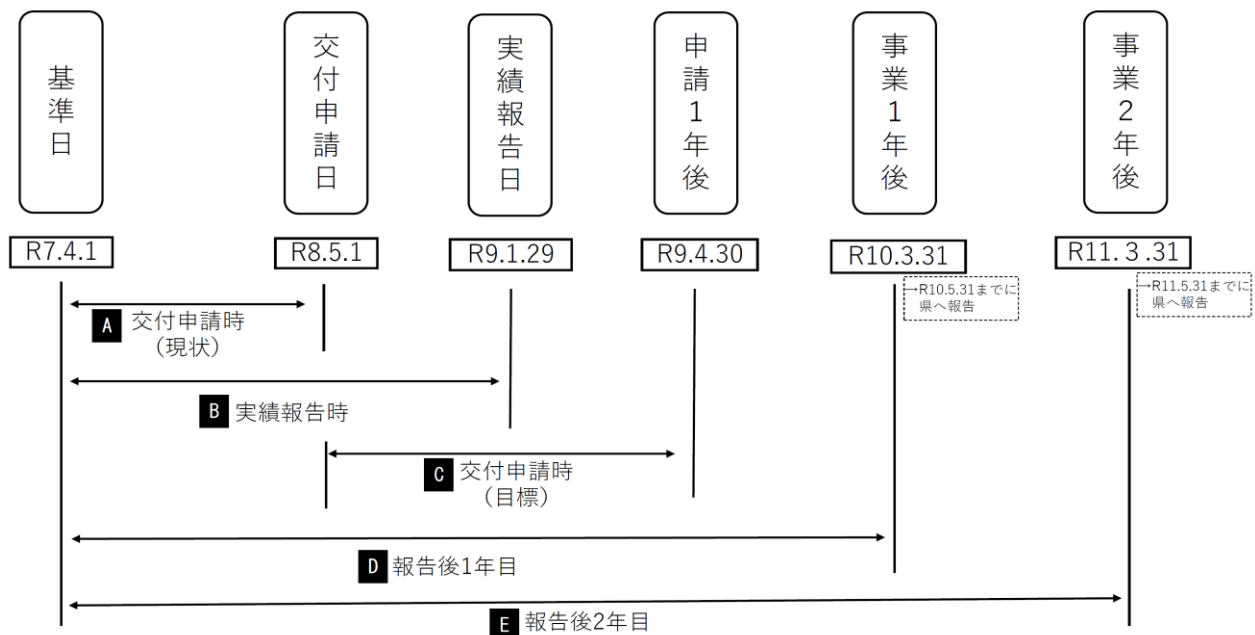
Q31: 賃上げ率の算定期間はどのようになっているか。

A31: それぞれ以下のとおりです。

基準日	申請書提出日の前年の4月1日
交付申請時(現状)	基準日から交付申請日まで
交付申請時(目標)	交付申請日から申請1年後まで
実績報告時	基準日から実績報告日まで
報告後1年目	基準日から実績報告日の翌年度末日(=事業1年後)まで
報告後2年目	基準日から実績報告日の翌々年度末日(=事業2年後)まで

◆賃上げ率算定期間

補助申請: 令和8年5月1日
実績報告: 令和9年1月29日 の場合



Q32： 「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」について、目標が達成されない場合はどうなるか。

A32： 実績報告時に「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」の合計点が13点を下回った場合は、その割合に応じて補助金を減額します。

賃上げ率の目標が達成されない場合においても、下記要件*を満たしていれば、補助金の減額は行いませんが、賃上げ率が「交付申請時（現状）」を下回った場合は、理由書（様式任意）の提出が必要となります。

*「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」の「実績報告時」が、合計13点以上であり、以下の要件を満たすこと
①カテゴリー「0（賃上げ率）」で選択項目があること
②カテゴリー「1～5」のうち、4カテゴリー以上で選択項目があること

なお、カテゴリー「1～5」のうち、4カテゴリー以上で選択項目がない場合は、「交付決定の取消し（=交付額は0円）」になります。

■交付申請手続きについて

Q33： 「募集開始日」「申請期間」は。

A33： 募集開始日：令和8年4月3日（金）

申請期間：令和8年4月3日（金）～令和8年5月20日（水）（当日消印有効）

申請期間を過ぎた場合、申請書は受け付けできませんので、ご注意ください。

Q34： 申請様式はどこで入手できるか。

A34： 県ホームページからダウンロードしてください。

トップページ > 分類でさがす > 産業・農林水産・労働・観光 > 商工業 > 企業誘致・立地支援 > ぎふ企業成長投資補助金
URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56620.html>

Q35： 交付申請書では、どの様式を提出すればよいか。

A35： 次の様式を提出してください。

1. 交付申請書（第1号様式）
2. 事業計画書（別紙1）
3. 事業内容説明書（別紙2）
4. 新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）

Q36： 交付申請書に必要な添付書類は何か。

A36： 交付申請書の添付書類は次のとおりです。

1. 直近2年間の決算書の写し
2. 見積書の写し等（積算根拠を確認できるもの）
3. 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
4. 直近の県税納税証明書
5. 事前着手理由書（事前着手を行う場合に限る）
6. その他参考となる資料
 - ・ 導入する機械・設備のパフレット 等

Q37： 見積書等の添付書類が、募集期間に間に合わない場合は。

A37： 見積書を含め、必要な申請書類が募集期間内にそろわない場合、交付申請はできません。

Q38： 見積書は最新のものを出さなければいけないか。

A38： 令和8年1月1日以降が対象になりますが、実際の取得金額と大きな差が生じることがないように、できる限り最新のものを出してください。

Q39： 見積書にメーカー側の押印は必須か。

A39： 必須ではありません。

Q40： 県税納税証明書はどこで取得できるのか。

A40： 最寄りの県税事務所の窓口で取得してください。

なお、県税務課（岐阜県庁）では発行しておりませんので、ご注意ください。

Q41： 交付申請の提出先（問い合わせ先）は。

A41： 以下のとおりです。

○提出方法：郵送（提出期限日の消印有効）

※必ず簡易書留、特定記録等の配達記録が確認できる方法にしてください。

また、封筒表面に「ぎふ企業成長投資補助金申請書 在中」と記載ください。

○提出部数：4部（正本1部、副本3部）

※正本に担当者の名刺を1枚添付してください。

○提出先：〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1-1（10階）

岐阜県商工労働部 企業誘致課 立地支援係

◆ぎふ企業成長投資補助金にかかる企業誘致課への問い合わせについて

電 話：058-272-8384（ぎふ企業成長投資補助金専用電話番号）

※上記が繋がらない場合は、県企業誘致課：058-272-8364

メール：c11342@pref.gifu.lg.jp

平日 9:00～17:00（12:00～13:00 を除く）

※電話が混み合い、つながりにくい場合があります。

※内容によっては回答が翌日以降など、お時間をいただく場合もありますが、予めご了承ください。

Q42： リースを活用する場合、どのように申請を行ったらよいか。

A42：リースは「ファイナンスリース」に限ります。

リース事業者との共同申請としてください。

■その他

Q43： 他の補助金と併用はできるか。

A43： 国及び岐阜県（その支援機関を含む）の補助金との併用はできません。
市町村補助金との併用は可能です。

Q44： 複数の補助金を利用することができるか。

A44： 例えば、「設備G」を導入する事業と「設備H」を導入する事業があった場合、「設備G」は「ぎふ企業成長投資補助金」を使用し、「設備H」は他の国・県補助金を使用することは問題ありません。なお、同じ事業に複数の補助金を使用することはできません。

Q45： 航空宇宙産業などを優遇する理由は。

A45： 今後、成長が見込まれる産業を重点的に支援することとしています。

具体的には、航空宇宙、ヘルスケア、食料品、エネルギーは、「岐阜県経済・雇用再生戦略」において成長産業に位置付けられています。

また、半導体、データセンターは国が重点的に支援を行っています。

Q46： 「特別枠に該当する機械・設備」と「特別枠に該当しない機械・設備」を併せて導入する場合の補助率はどうなるか。

A46：全ての機械・設備に対して、補助率は1/2となります。

（例）特別枠（航空宇宙産業に関する機械・設備A）と特別枠外（自動車産業に関する機械・設備B）を併せて導入する場合は、 $(A+B) \times 1/2$ になります。

Q47： 補助金交付までのスケジュールは。

A47： 下記のスケジュールを予定しています。

令和8年4月3日(金)～5月20日(水)	募集期間
5月下旬～6月下旬	審査
7月上旬～7月中旬	交付決定通知

- ・各事業者において事業を実施
- ・事業完了後（支払い完了含む）30日以内に実績報告書を県へ提出

令和9年1月29日	実績報告書の提出期限
2月上旬～2月下旬	補助金検査、額の確定通知
3月下旬	補助金の交付

※12月末までに実績報告書の提出がなされた場合、その後の「補助金検査」や「補助金の交付」は早まる場合があります。

Q48： 審査方法は。

A48： 企業誘致課で形式審査を行った後、外部有識者による審査を行います。
外部有識者による審査の観点は以下のとおりです。

1. 経 営 力：事業戦略等が具体的に示されているか
2. 事 業 性：事業の現状や解決すべき課題が明確化されているか
事業内容において課題に対する適切な解決策が示されているか
達成すべき目標が具体的に示されているか
3. 実現可能性：事業内容は実現可能な内容となっているか
スケジュール、目標は実現可能な内容となっているか
実施体制の役割分担は適切か
財務状況等から適切な遂行が期待できるか
4. 波及効果：費用対効果（本補助金の額に対して想定される売上や収益）は高いか
地域への経済的な波及効果が期待できるか

Q49： 口頭審査は行わないのか。

A49： 外部有識者による口頭審査は予定していません。

Q50： 補助金の交付決定は先着順か。

A50： 先着順ではありません。

Q51： 補助要件を満たしていれば、採択されるのか。

A51： 交付申請額が予算額を上回った場合は、審査により予算の範囲内で採択事業者及び補助金額を決定します。

なお、交付申請額が予算額を下回った場合においても、審査により不採択になる場合があります。

Q52： 実績報告書はいつまでに提出すればよいか。

A52： 事業完了後 30 日以内、又は令和 9 年 1 月 29 日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定日から 30 日以内に提出してください。

Q53： 実績報告書提出後の補助金検査はどのように行われるのか。

A53： 原則として、現地に伺い、導入した機械・設備等を確認させていただきます。

また、「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙 3）」について、根拠資料等を見せていただきながら、取組状況を確認させていただきます。

必要に応じて、総務系の職員の同席をお願いします。

Q54： 実績報告書の添付資料として、「新たな働く環境づくりの取組状況の根拠等資料」とあるが、どのような資料を提出するのか。

A54： 賃上げ率が分かるものや、各項目の取組内容が分かる資料として、対応可能な範囲で提出をお願いしますが、補助金検査は現地調査も行いますので、現地で根拠資料等を見せていただきます。

そこで、取組状況を確認させていただき、改めて根拠資料の提出をお願いする場合があります。

Q55： 補助対象となった機械・設備等の処分制限は。

A55： 補助対象となった機械・設備等を償却資産の耐用年数の期間内に財産処分[※]する場合は、補助金の返還となる場合があります。

[※]目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取り壊し、破棄

Q56： 採択結果は公表するのか。

A56： 採択事業者については、事業者名、本社住所、事業実施場所を公表予定です。

Q57： 審査結果の理由等は教えてもらえるか。

A57： お答えできません。

Q58： 補助事業完了後に提出する書類は。

A58： 補助事業完了後から2年間は、「事業実施後状況報告書（第9号様式）」の提出が必要となります。（提出期限 1年目報告：R10.5.31、2年目報告：R11.5.31）

<留意事項>

○1年目の報告時は、2種類の「賃上げ率」の報告が必要です。

① **D** 基準日～事業1年後までの賃上げ率の実績

② **C** 交付申請日～申請1年後までの賃上げ率の実績

※賃上げ率が下落した場合（**D**<**C**）は、理由書(任意様式)の提出が必要です。

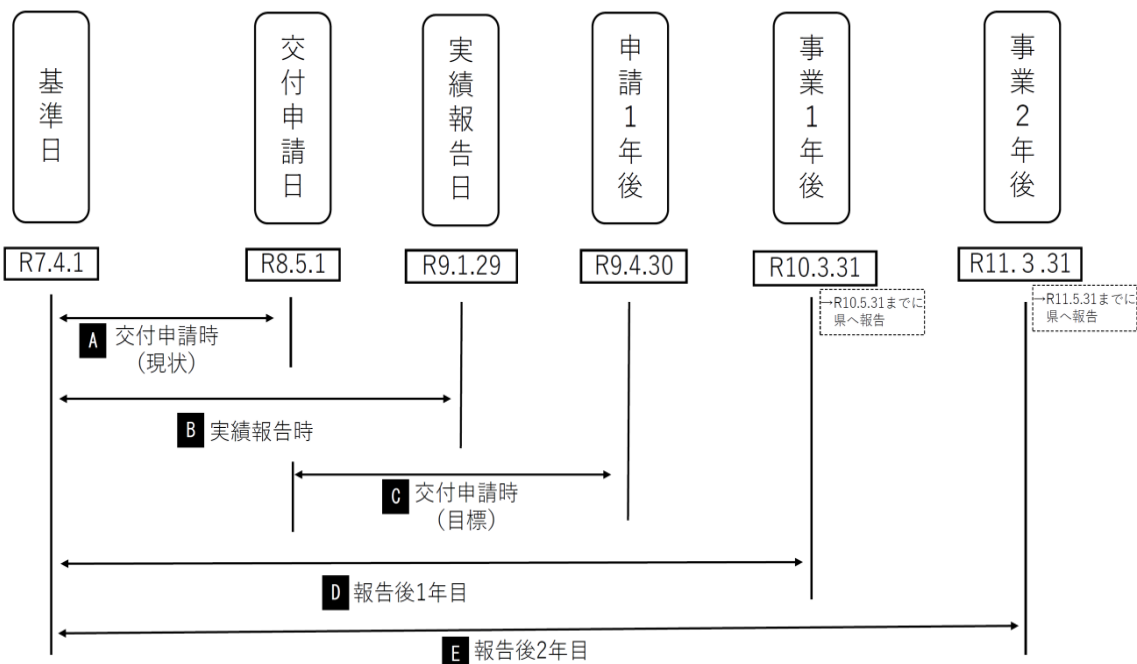
○2年目の報告時は、1種類の「賃上げ率」の報告が必要です。

① **E** 基準日～事業2年後までの賃上げ率の実績

※賃上げ率が下落した場合（**E**<**C** 又は、**E**<**D**）は、理由書(任意様式)の提出が必要です。

◆賃上げ率算定期間

補助申請：令和8年5月1日
実績報告：令和9年1月29日 の場合



Q59： 事業完了後2年間提出する「事業報告書」において、「新たな働く環境づくりの取組状況（別紙3）」の「交付申請時（目標）」欄にある選択項目が達成されていない場合はどうなるか。（提出期限 1年目報告：R10.5.31、2年目報告：R11.5.31）

A59： 達成できなかった場合は理由書（様式任意）の提出が必要となります。

また、必要に応じて現地調査等をさせていただき、不適当と判断される場合には、交付した補助金を返還していただく場合があります。

そのため、補助対象事業完了後も、目標達成に向けた取り組みを進めていただきますよう、お願いします。